

株主各位

東京都江東区新砂1丁目2番8号

オルガノ株式会社

代表取締役社長 鯉江 泰行

第72回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第72回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 1. 第72期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。

2. 第72期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり金6円（うち創立70周年記念配当1円）、総額345,424,344円、その効力が生じる日を平成29年6月30日とすることに決定されました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株の割合で併合することに決定されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

- (1) 株式併合に伴い、発行可能株式総数を1億2,696万株から2,539万2千株に変更いたします。
- (2) 単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
- (3) 上記(1)及び(2)の効力発生日を平成29年10月1日と定めるため、新たに附則を設けました。

第4号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり鯉江泰行、堀比斗志、古内力、明賀春樹、西澤恵一郎、永井素夫、照井恵光の7氏が再選され、内倉昌樹、塩見正樹の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり和田正夫氏が新たに選任され、就任いたしました。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案どおり小暮茂氏が監査役豊田正彦氏の補欠として、小森行男氏が社外監査役の補欠として選任されました。

以上

株式併合に伴う当社株式のお取扱いについて

第72回定時株主総会において、平成29年10月1日をもって、当社普通株式5株を1株に併合すること及び単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

この株式併合に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。また、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はございません。

1. 株式併合後のご所有株式数について

株式併合後の各株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の当社株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数が生じる場合は、これを切り捨てます。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。株式併合前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合によりすべてのご所有株式数が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

2. 1株未満の端数が生じる場合の処理について

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて、平成29年12月上旬頃にお支払いいたします。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関するご不明な点につきましては、お取引のある証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人及び連絡先

株主名簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
連 絡 先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

配当金のお支払いについて

1. 「期末配当金領収証」（口座振込をご指定の方には「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金のお受け取り方法について」）及び「配当金計算書」を送付いたしますのでご確認願います。「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる方は、平成29年6月30日から平成29年7月31日までの期間内にゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取り願います。なお、お受け取りの際は「期末配当金領収証」裏面記載のご注意等をご覧ください。
2. 「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになられた後の配当金額のご確認や確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけます。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお受け取り先、税額、確定申告時の添付資料等につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。）

単元未満株式の買増及び買取に関して

単元未満株式（1～999株、平成29年10月1日以降1～99株）をご所有の株主様は、単元株式（1,000株、平成29年10月1日以降100株）にまとめるため、当社に対して単元株式数に不足する数の当社株式の買増を請求することができます。または、当社に対して単元未満株式の買取を請求することができます。

買増及び買取に係る請求の手続きにつきましては、証券会社の取引口座をご利用の際は、株主様のお取引のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座が無い場合、特別口座が開設されました株主様につきましては、以下の特別口座の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座の口座管理機関及び連絡先

口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 (郵便物送付先) (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付窓口	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 (コンサルティングオフィス・コンサルプラザを除く)

ご注意

単元未満株式の買増及び買取の請求につきましては、3月31日及び9月30日を含む各々それ以前の一定期間は受付を停止させていただくほか、当社及び証券保管振替機構が別途必要と認める場合は受付停止期間を設ける場合がございます。詳しくは、お取引のある証券会社又は特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

以上